

所得税・住民税の申告が始まります

所得税の確定申告と、住民税（町県民税）、国民健康保険税の申告の受付が始まります。住民税の申告は、令和8年1月1日現在、住所がある市町村で行ってください。

役場の申告会場では、申告書作成の補助を行います。医療費明細書や事業・農業所得などの収支内訳書は、必ず事前に作成のうえお越しください。記入されていない場合、受付することができませんので、あらかじめご了承ください。

申告の日程

○とき 令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (平日のみ)

午前部 午前9時～正午 (受付時間 午前8時50分～午前11時45分)

午後部 午後1時30分～午後4時 (受付時間 午後1時20分～午後3時45分)

※受付時間が変更となっていますのでご注意ください。

受付時間を過ぎてからの申告受付はお断りしています。その場合は、翌日以降の申告をご案内していますので、あらかじめご了承ください。

※例年、初日から数日間は大変混雑し、待ち時間が長くなっています。

※混雑状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

○ところ 芦屋町役場4階44会議室

【給与所得の人】

日にち	対象地区
2月19日(木)	芦屋地区
20日(金)	
24日(火)	
3月2日(月)	山鹿地区
3日(火)	
4日(水)	
3月10日(火)	全地区
11日(水)	
12日(木)	

【公的年金受給者】

芦屋地区の人		山鹿地区の人	
日にち	時 間	日にち	時 間
2月16日 (月)	午後の部	2月16日 (月)	午前の部
17日 (火)		17日 (火)	
18日 (水)		18日 (水)	
25日 (水)	午前の部	25日 (水)	午後の部
26日 (木)		26日 (木)	
27日 (金)		27日 (金)	

全地区

日にち	時 間
3月5日 (木)	午前・午後の部
6日 (金)	
9日 (月)	

【事業・農業・不動産所得がある人】

税理士出張相談日	
日にち	対象地区
2月19日(木)	全地区
24日(火)	
25日(水)	
3月5日(木)	
6日(金)	
10日(火)	



忘れずに
行くっちゃ！

相談会場での混雑緩和のため、地域や所得の種類により、指定日を設けています。都合により指定日に来られない人は、受付期間中であれば、別の日に来ていただいてもかまいません。

3月13日(金)、16日(月)は予備日となっています。指定された日に来られない人は利用してください。ただし、16日の受付は午後3時までです。

所得税の確定申告はe-Taxが便利

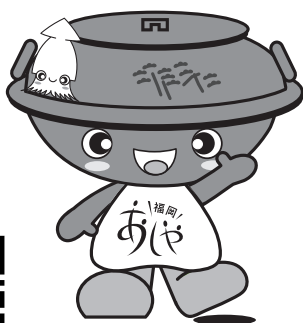
～マイナンバーカード連携でさらに便利～

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税の申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで申告することができます。

マイナポータルを連携すると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

こんなところが便利っちゃ！



- ・ 自宅から申告することができます。
- ・ 確定申告の期間中は24時間利用可能です。
- ・ マイナポータルと連携すると医療費控除が自動で反映されたり、入力の手間が少なく済みます。

▲ 国税庁e-Taxホームページはこちら

役場以外の確定申告会場はこちら

要予約

○と き 2月16日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時 ※平日のみ

○ところ 若松税務署(北九州市若松区本町1-14-12若松港湾合同庁舎2階)

※会場の駐車場は狭く、数に限りがありますので、周辺の有料駐車場を使用してください。

※令和7年分の所得税の確定申告書は、3月16日(月)が提出期限です。

⚠ 注意事項

●相談を希望される方は、オンライン事前予約をお願いします。

電話による予約はできません。

●税務署の確定申告会場では、原則、自分のスマートフォンとマイナンバーカードにより、申告書の作成を行っていただきます。

●3月1日(日)は、AIMビル3階(小倉北区浅野3-8-1)で申告相談を行います。

国税庁LINE
公式アカウント



確定申告が**必要**な人

- 2カ所以上から給与や役員報酬などを受けている人
- 昨年中に退職し、その後再就職などをしていない人
- 保険の満期金、個人年金などの収入があった人
- 給与所得者で、年末調整の内容に誤りや変更があった人
- 事業や不動産、農業所得などがある人

確定申告が**不要**な人

- 前年中の収入が全くなかった人
- 生活保護を受けている人
- 遺族年金、障害年金のみを受けている人
- 親族の税法上の扶養となっている人
- 年末調整済の給与所得以外の収入がない人

次のような人は、確定申告をすることで

- ・源泉徴収された所得税が還付
- ・翌年度の住民税（町県民税）が減額となる場合があります

- 各種控除の適用を受ける人
- 高額な医療費を支払った人
- 国や地方公共団体等へ寄附を行った人
- 住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、増改築をした人

※令和7年中に入居した人で、初めて確定申告をする人は、役場での申告受付はできません。
若松税務署で行ってください。



確定申告が不要な人でも住民税の申告は必要です

住民税の申告をしないと・・・

- 所得証明書などの税務証明が発行できません。
※扶養親族の人や生活扶助を受けている人などで所得証明書が必要な場合は、住民税の申告をしてください。
- 国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が住民税の申告をしていないと、低所得世帯に対する軽減措置（最大7割）が受けられない場合があります。

申告に必要なもの

- チェックリスト -

チェック
するっちゃ



- ☐ マイナンバーカード ※通知カードの場合は、別途顔写真付きの身分証明書も必要(運転免許証など)
- ☐ 「確定申告のお知らせ」はがき(税務署から届いている人)
- ☐ 本人名義の通帳の口座番号がわかるもの
- ☐ 令和7年分の収入がわかる書類(給与所得の源泉徴収票／公的年金の源泉徴収票／報酬、謝礼などの支払調書／収支内訳書／保険の満期など一時所得の支払証明／個人年金の支払証明)※**すべて原本**
※**申告書の押印は不要となりましたが、預金口座などからの振替納税を希望する場合は通帳印が必要です。**
- ☐ 国民年金保険料控除証明書(役場では交付できません)
- ☐ 国民健康保険税の納付証明書、後期高齢者医療保険料の納付証明書、介護保険料の納付証明書
- ☐ そのほかの健康保険料など(社会保険任意継続、建設国保など)の領収書(コピーでも可)
- ☐ 地震保険、生命保険などの控除証明書(原本)
- ☐ 障害者手帳、療育手帳(本人、または被扶養者が認定を受けている場合)
- ☐ 雑損控除を受ける人は、被害の内容、復旧費用、給付された保険金などがわかる書類

事業・農業・不動産所得がある人

事業所得・農業や漁業の所得・不動産所得などがある人は、下記の指定日のみ税理士が相談や申告を受付けます。

※収支内訳書は事前に作成してきてください。

ただし、次の①～③の人は、役場で申告を受付けることができませんので、若松税務署で申告してください。

- ①指定日に来られない人
- ②青色申告の人
- ③令和7年1月～12月に不動産や株式を売買して譲渡所得がある人

【相談日】

▷と き **2月19日(木)、24日(火)、25日(水)、3月5日(木)、6日(金)、10日(火)**

問い合わせ

所得税・消費税・贈与税など国税に関すること 若松税務署 (093) 761-2536(代)
町民税など町税に関すること 芦屋町役場 税務課課税係 (093) 223-3534(直)